

監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日		
商工観光労働部	経営金融課	平成12年4月～平成13年3月	平成13年8月31日及び9月12日	
	企業立地課	"	平成13年8月30日及び9月3日	
	観光物産課	"	平成13年8月27日及び9月3日	
	労働雇用課	"	平成13年8月23日及び9月3日	
	職業能力開発課	"	平成13年8月22日及び9月3日	
	農政部	農政課	"	平成13年9月6日及び9月25日
		農業団体金融課	"	平成13年9月5日及び9月10日
		農業振興課	"	平成13年8月30日及び9月4日
		経営技術課	"	平成13年8月31日及び9月4日
		農産課	"	平成13年8月28日及び9月4日
園芸生産流通課		"	平成13年8月22日及び8月24日	
畜産課		"	平成13年8月21日及び8月24日	
農村計画課		"	平成13年8月27日及び9月4日	
農地建設課		"	平成13年8月17日及び8月24日	
農村整備課		"	平成13年8月16日及び8月24日	
林務水産部	林政課	"	平成13年9月3日及び9月21日	
	森林整備課	"	平成13年8月8日及び8月17日	
	林業振興課	"	平成13年7月25日及び7月27日	

監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日		
林務水産部	森林保全課	平成12年4月～平成13年3月	平成13年8月7日及び8月17日	
	漁政課	"	平成13年7月24日及び7月27日	
	水産振興課	"	平成13年7月18日及び7月27日	
	漁港課	"	平成13年7月19日及び7月27日	
	土木部	監理課	"	平成13年9月6日及び9月25日
		用地対策課	"	平成13年9月4日及び9月12日
		土木技術管理室	"	平成13年9月3日及び9月10日
		道路建設課	"	平成13年8月30日及び9月10日
		道路維持課	"	平成13年8月29日及び9月10日
		河川課	"	平成13年8月17日及び8月28日
		港湾課	"	平成13年8月16日及び8月28日
		都市計画課	"	平成13年8月23日及び9月10日
		新幹線都市整備総室	"	平成13年8月22日及び8月28日
下水道課		"	平成13年8月10日及び8月28日	
建築課	"	平成13年8月8日及び8月21日		
営繕課	"	平成13年8月7日及び8月21日		
住宅課	"	平成13年8月3日及び8月21日		
砂防課	"	平成13年8月2日及び8月21日		

監査対象機関		監査対象期間	監査執行年月日
出納局	会計課	平成12年4月～平成13年3月	平成13年8月10日及び8月17日
	用度課	"	平成13年8月9日及び8月17日
教育委員会事務局	総務企画課	"	平成13年9月3日及び9月21日
	高校教育課	"	平成13年8月28日及び8月31日
	義務教育課	"	平成13年8月23日及び8月31日
	学校人事課	"	平成13年8月24日及び9月12日
	社会教育課	"	平成13年8月17日及び8月22日
	同和教育課	"	平成13年8月8日及び8月22日
	文化課	"	平成13年8月7日及び8月22日
	体育保健課	"	平成13年8月29日及び8月31日
	施設課	"	平成13年8月16日及び8月22日
	全国高校総体推進室	"	平成13年9月4日及び9月12日
人事委員会事務局	"	平成13年7月25日及び8月17日	
監査委員事務局	"	平成13年9月17日	
地方労働委員会事務局	"	平成13年7月24日及び8月17日	
議会事務局	"	平成13年7月27日及び8月31日	
警察本部	"	平成13年9月11日～13日及び9月25日	

2 監査の主眼

今回の監査は、本庁知事部局74課室、教育庁10課室、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部を対象に、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性について、次の事項に主眼を置いて実施した。

- (1) 収入調定は適正に行われているか。
- (2) 収入未済が防止出来るような体制になっているか。また、収入未済の解消に努めているか。
- (3) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (4) 予算の効率的執行は図られているか。
- (5) 各種の契約事務は適正に行われているか。
- (6) 工事は適切に実施されているか。
- (7) 物品の取得、管理は適正に行われているか。
- (8) 財産の取得、管理は適正に行われているか。
- (9) 行政目的を効果的に達成する体制となっているか。
- (10) 現金収入事務をチェック出来る体制になっているか。
- (11) 公文書の管理は適正か。
- (12) 現金領収書の発行は適正か。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 県税の未収金(6,495,990,608円)について、引き続きその解消に努めること。特に、大きな割合を占めている個人県民税については、市町村が徴収することとなっているため、市町村の徴収状況を十分把握し、積極的な支援に努めること。

(税務課)

- (2) 不動産取得税(建築分)について、評価時期の遅れにより、賦課期限切れになっっているものがある。市町村と連携を密にして、課税客体を早期に把握し、適正な課税に努めること。

(税務課)

健康福祉部

- (1) 保健所における健康診断に係る使用料は、熊本県保健所条例施行規則第2条により、その都度徴収することとされ、また、水質検査に係る手数料は、熊本県手数料条例第3条により、申請時に納めることとされているが、事後に納入通知書により納付されているものが多数あった。
(健康福祉政策課)